

## 虐待防止のための体制整備に係る運営基準について（概要）

### 1. 虐待防止検討委員会の設置

#### ○メンバー構成

- ・ 管理者を含む幅広い職種で構成。
- ・ 内部関係者のみの構成で可とするが、外部から虐待防止の専門家等を登用できればなお良い。
- ・ 他の検討委員会と一体的に実施することも可とする。

#### ○開催頻度

定期的を開催する。（概ね6か月に1回以上開催することが望ましい。）

#### ○検討事項

- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- ・ 虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ・ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ・ 従業員が虐待等を把握した際に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること。
- ・ 再発防止策を講じた際の効果についての評価に関すること。 等

### 2. 虐待防止のための指針の整備（別添参考例を参照。）

指針には以下の事項を盛り込むこととする。

- ・ 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・ 虐待検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項
- ・ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・ その他虐待防止の推進のために必要な事項

### 3. 虐待防止のための研修の実施

#### ○研修方法

指針に基づいた研修プログラムを作成し、内部研修として実施する。研修の実施内容を記録として残すこと。

新規採用時には、新規採用職員向けに別途研修を行うことが望ましい。

○研修内容

虐待等の防止に関する基礎的内容で、適切な知識を普及・啓発するものであること。

○実施回数

年1回以上実施すること（居住系、施設系は年2回以上）。

4. 虐待防止に関する措置を実施するための担当者

専任の担当者を置くこと。できれば、虐待防止検討委員会の責任者と同一人物が望ましい。

※令和6年3月31日までは努力義務。